

# 「有高集金」に関する定め

## 1. 利用目的

- ・有高集金方法は、お客様の所で入金の確認はいたしません。従ってお預け入れには必ず当金庫所定の「有高集金」専用袋をご使用ください。

## 2. ご利用方法

- ・現金のほか預金に受け入れる事の出来る証券類（以下「証券類」という）をあらかじめ計算いただいた上で、当金庫所定の入金票にご記入頂き、入金票とともに当金庫所定の「有高集金」専用袋に入れ、施錠の上、渉外担当者もしくは窓口にお渡してください。  
なお、入金票にはお名前、口座番号、ご入金額その他必要事項をご記入ください。
- ・「有高集金」専用袋をお預かりいたしますと、所定の受取書を発行いたします。有高集金専用袋に格納の金銭を取り出し、この金銭の入金処理を行うまでは、有高集金専用袋内の格納金銭については、当金庫は入金票記載の金額を保証するものではなく、その責任を負いません。
- ・「有高集金」の入金処理については、当初「有高集金」利用申込書により申し込みいただきました店舗のみの取扱いとなります。よって他店での受入れは出来ません。

## 3. ご預金の入金処理

- ・当金庫は保管している副鍵で専用袋を開け、お預かりした専用袋の現金、証券類は当金庫で確認の上、ご指定の預金口座に受け入れます。
- ・前項の取扱にあたり、入金票に記された金額が当金庫で確認した現金、証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。お客様にはその旨ご連絡致します。お客様記載の入金金額によらず当金庫が確認した金額によって入金したことについては、当金庫はその責任を負いません。

## 4. 「有高集金」専用袋の返却

- ・専用袋は当金庫の入金手続終了後、次回訪問時にご返却します。

## 5. 専用袋及び鍵の保管

- ・専用袋及び正鍵の保管には十分ご注意ください。

## 6. 専用袋、鍵の喪失・毀損

- ・専用袋及び鍵を失った時は、直ちに書面にてお取引店舗にお届けください。

## 7. 解約及び一時休止

- ・この契約は、お客様または当金庫の都合によりいつでも一時休止または解約することができます。この場合には専用袋と正鍵を直ちににお取引店舗へご返却ください。

## 8. 譲渡、転貸等の禁止

- ・専用袋及び正鍵は他に転貸したり、譲渡する事は出来ません。

## 9. 規定等の変更

- ・当金庫は、この定め各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- ・前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上の定め違反してご使用になったために生じた損害については、当金庫はすべてその責を負いません。

以上

(2020年4月 改定)